

関 係 各 位

山 形 県 県 土 整 備 部 長  
( 公 印 省 略 )

再資源利用（促進）計画の現場掲示に関する対応について

再生資源利用（促進）計画の提出については共通仕様書の規定のとおりですが、令和 4 年 9 月 2 日に公布した資源有効利用促進法省令の一部改正（令和 5 年 1 月 1 日施行）では、新たに同計画の発注者へ報告・説明、公衆の見えやすい場所への掲示、及び工事完成後発注者の請求に応じその実施状況を報告することとされたところです。

このことから共通仕様書について下記のとおり定めましたので、参考を送付します。

記

1 改定内容

1-1-20 建設副産物

4. 受注者は、～（中略）～ ならない。

また、受注者は、法令等に基づき、再生資源利用計画を工事現場の公衆が見やすい場所に掲げなければならない。

5. 受注者は、～（中略）～ ならない。

また、受注者は、法令等に基づき、再生資源利用促進計画を工事現場の公衆が見やすい場所に掲げなければならない。

2 対象工事

令和 5 年 1 月 1 日以降に新たに請負契約を締結する建設工事に適用し、同日前に請負契約を締結した工事については、従前の例によることとする。

既に契約手続き中で、令和 5 年 1 月 1 日以降に契約する工事については、契約締結後、速やかに受注者に指示するものとする。

3 その他

1) 再生資源利用（促進）計画の現場掲示様式

現場掲示様式については、別添様式を参考に作成するよう指示すること。

【担当】

建設企画課 技術指導主査 掃部関

TEL : 023-630-2652